

平成 27 年 8 月 25 日

各 位

会社名 株式会社 イード
代表者名 代表取締役 宮川 洋
(コード：6038 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部本部長 工木 大造
(TEL. 03-5990-5330)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款一部変更の件を平成 27 年 9 月 29 日開催予定の第 16 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等ではない取締役及び社外監査役ではない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められました。これにより現行定款第 30 条、第 41 条を変更するとともに、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、取締役会の決議によって法令の限度において責任を免除する旨の規定を新設するものであります。

なお、定款第 30 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

定款の変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会 平成 27 年 9 月 29 日 (火曜日)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 9 月 29 日 (火曜日)

以 上

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第30条 (新設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(省略)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第30条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(省略)</p>
<p>(監査役の責任免除) 第41条 (新設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(監査役の責任免除) 第41条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>

以上